

千葉県現場研究員選考要綱

学校教育部教育指導課

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本市学校教育の課題解明と各校の研究推進者の資質向上を図るための千葉県現場研究員（以下「研究員」という。）を選考するために必要な事項を定めるものとする。

(研究部門)

第2条 研究員に委託する研究部門は次のとおりとする。

(1) 教科

※国語科（書写・学校図書館教育を含む。）

※外国語科（外国語活動を含む。）

(2) 特別の教科 道徳（道徳・人権教育を含む。）

(3) 総合的な学習の時間

(4) 特別活動

(5) 特別支援教育

(6) 情報教育（視聴覚メディアを含む。）

(7) 学年・学級経営

(8) 生徒指導・教育相談

(9) 健康・安全・保健教育

(10) 国際教育

(11) 環境教育（学校園を含む。）

(12) キャリア教育（進路指導を含む。）

(13) ボランティア教育

(14) その他

(選考の基準)

第3条 研究員は校長の推薦を受けたものの中から、次の各事項に該当するものを選考する。

(1) 教職経験年数6年以上20年経験者研修修了までで千葉市在職3年以上であること。

(2) 研究内容が千葉市学校教育の課題解明や今後の各教科等及びその他の教育活動の研究に役立つとともに成果が期待できるものであること。

(3) これまでの研究歴、県・市教育団体等での経歴、勤務校での分掌等において相応の実績があること。

(4) 研究の機会を均等にするため、同一校からの推薦は原則として2人までとする。

(5) 選考する定員は60人までとする。

(会 議)

第4条 研究員の選考審査会議は、学校教育部長、教育総務部教育職員課長、学事課長、教育改革推進課長、教育指導課長、教育支援課長、保健体育課長及び教育指導課統括指導主事、教育センター所長、養護教育センター所長をもって行う。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。